

令和5年度第2回(第47回)八尾市人権尊重の社会づくり審議会 会議録(概要)

1. 開催日時

令和6年3月19日(火)午後1時30分から午後3時30分

2. 開催場所

八尾市立青少年センター3階集会室

3. 出席者

(委員) 水鳥会長、朴副会長、森委員、池上委員、泉谷委員、今岡委員、大橋委員、西寺委員、林委員、藤本委員、山本委員、卯川委員、守屋委員、柳瀬委員

(事務局) 中野人権ふれあい部長、的場人権ふれあい部次長、宮崎人権政策課長、阪田人権政策課長補佐、和島人権政策課長補佐、池田人権政策課係長、亀谷桂人権コミュニティセンター館長、北口安中人権コミュニティセンター館長、富田高齢介護課長、中西障害福祉課長補佐、岩井こども若者部次長兼こども若者政策課長、西澤こども総合支援課長補佐、齊藤人権教育課長、堂國人権教育課参事兼課長補佐

4. 案件

- (1) 会長・副会長の選任について
- (2) 八尾市部落差別解消推進基本方針(答申)を受けての対応について
- (3) 差別事象等について
- (4) その他

5. 議事内容

【凡例】○：意見、Q：質問、A：回答

案件(1) 会長・副会長の選任について

【主な意見・質問・回答等】

会長には水鳥委員、副会長には朴委員が選任。

異議なし。

案件(2) 八尾市部落差別解消推進基本方針(答申)を受けての対応について

【主な意見・質問・回答等】

A1. 事務局

当審議会において、これまで答申について幾度か議論の方があったが、事務局として、しっかり説明できてない部分もあったので、改めて答申を受けての市の考え方等について説明させていただきたい。

令和元年7月に本市から当審議会に対し部落差別の解消に関する施策の方向性について諮問し、審議

会において、部落差別解消推進専門部会を設置して、諮問に対しての答申案が作成された。

そして、令和3年12月に開催された当審議会において、答申案が承認され、会長から、八尾市長に答申書を手交いただいた。

本市としても、答申の趣旨を重く受け止めており、答申の内容を精査し、さまざまな提案の中で、すぐにはできるもの、検討が必要なもの、現段階では実現が難しいものがあるが、関係する部局において積極的に答申の内容を具現化できるよう検討を進めてきた。

この後、答申で提案いただいた内容ごとに、各部局で関連する事業や関連計画、新たに始めた事業や、今後、検討すべき事業などを説明する予定である。

本市としても、答申の内容については、できるものから一つずつ着実に取り組んでまいりたいと考えている。何卒ご理解の程お願い申し上げます。

また、本市の同和問題を含む、全ての人権のマスタープランである、「八尾市人権教育・啓発プラン」があるが、その改定時には、同和問題の項目の中に答申のことも含めて記載していきたいと考えている。

また、この後説明する、[資料1](#)について、答申の内容についての対応と進捗状況については、定期的に報告をさせていただきたいと思うが、手法等は検討してまいりたい。

・事務局から[資料1](#)について説明

Q1. 委員

答申の37ページでは、「<10>本方針の具体化のために」、として4点挙げている。

1点めは条例を作るということで、例えば、兵庫県たつの市では、法律ができていち早く条例が作られ、地域の実態調査なども行われている。

2点めは、「関係機関・当事者団体・人権団体との連携・協働について」ということで、1行めの終わりから“Nothing about us without us”という言葉を入れている。被差別の当事者の声を抜きにして物事を進めてはならないという言葉で、これは障がい者問題で出された言葉であるが、外国人、子ども、高齢者、障がい者、さまざまな人権課題について同様に言えると思う。同和問題についても同様に考えている。

3点めは、「基本計画、実施計画の策定について」、進めるにあたっては、計画をきちんと作ってほしいということである。だから、是非、全体像を明らかにして位置づけをはっきりしてほしい。

4点めは、「推進体制の整備、進行管理、具体化検証会議の設置について」、どう進んでいくのかっていうのをきちんと点検できるようにしてほしいということである。[資料1](#)『八尾市「部落差別の解消に関する施策の方向性について」八尾市部落差別解消推進基本方針（答申）を受けての対応について』では、最後の8ページ見ると、答申の35ページに関する記載で終わっている。

答申の35ページまでしか書いておらず、今皆さんに紹介した答申の37ページはまったく触れられていないと読めるが、その辺りはどうなっているのか。

答申の37ページにまとめられているのは、これから、外国人についての基本方針、障がい者についての基本方針、さまざまな基本方針や基本計画を策定する上でも必要な内容だと思っているので、是非伺いたいと思っている。

A2. 事務局

答申の37ページについては、35ページまでの取りまとめと認識しているので、資料については37ペ

ージも含め、35 ページまでの部分について記載している。

Q 2. 委員

例えば、37 ページには、3.「基本計画、実施計画の策定について」という項目があるが、在日外国人、女性、障がい者等、さまざまな人権問題について同様に必要だと思っているが、記載しているのか。

A 3. 事務局

答申の 36 ページまでさまざまな提案をいただいております、それをまとめたものや具現化していくものが 37 ページと考えている。

3.「基本計画、実施計画の策定について」は、関連する市の事業がいくつかある。その中でできるものは、連携しながらやっていきたいと考えている。

ただし、例えば、37 ページに書いてある、条例についてなど、どこにも属さないような部分については、個別に検討していきたいと考えている。

Q 3. 委員

女性、障がい者、外国人、子ども等について同じだと思うが、これから部会を作って答申を出したときの扱いはこうなるということか。

例えば、審議会として基本計画を作してほしいと提案しても、従来からいろいろ実施しているので、抜けているところだけやるというように返事するということと思いついて聞いていた。部落差別をなくすための基本計画というのがあって、はじめてここが欠けているというのがわかると思う。基本計画がない状態でそれができるのか。

答申を「基本計画」と名前を書き換えて実施するのであれば、まだ納得はできるが、そうならならず、基本計画は作らない、条例も作らないということだと思っている。

その理解は間違っているのか。

A 4. 事務局

まず、条例について、条例を絶対に作らないということではない。現時点では、条例を作ることは考えていないが、例えば、国の動きや他自治体の動きで実際に作られている自治体もあると思うので、本市の場合、現時点でそこまで作るというところまでは考えていないが、絶対に作らないとは考えていない。

また、市長が諮問し、それに対する答申であるので、重く受けとめて中身について具現化していく、そのための計画を作るという手法もあると思うが、諮問し、答申があったら、全て計画を作るというやり方をしていないと認識をしている。

ただ、今回については、さまざまな事業をしているので、事業の中で生かせるところは、答申の趣旨、精神を活かしていく。そして、どこにも属さない部分については個別に対応する。

個別に対応する場合、市では事業を実施する際に、1年ずつ実施計画を作っていくというやり方があるので、例えば、人権ふれあい部で実施したい事業があれば、政策部門にヒアリングを受けて認められて、庁内でコンセンサスを得て、そして、例えば、議会の議決が必要であれば、議会にかけて予算要求して実施していくということになる。今回については、今ある各セクションの計画の中で実施している部分について、充実させる、あるいは、変更して一覧表で表示するやり方を実施したいと思っている。

答申の内容については、実施できる部分はしっかりと実施していきたいと考えている。

○ 1. 委員

条例の制定に至るまでを審議会で監視、あるいは、促進するのは難しい。

ただし、事務局からこれまで説明があったように、条例制定に向けてどのように進捗しているか報告を受ける中で、遅々として進んでいないのであれば、もう少し積極的にというように助言できると思う。

○ 2. 委員

今まで多くの時間をかけて議論を進めてきたが、他にもさまざまな課題がある中で、答申の具体化の問題に時間を費やしたということで、大変心苦しい思いをしている。

ただし、その原因は、当初示された八尾市の消極的な姿勢にあったと考えていて、今回の会議の開催にあたって、八尾市とさまざまな協議をしてきた。

そのポイントは答申を受けて基本的にどうするのかということからスタートしたが、基本計画、あるいは実施計画が必要であると、先程、他の委員から指摘のあった答申の 37 ページの「答申の具体化のために」について聞こうと思ったら、当初、八尾市は「基本計画は作らない、新たな方針や計画は作らない」から始まり、そのために大変議論が混乱した。作る気がないものをどうして諮問し、答申したのか。

計画なしに、家を建てる時に設計図なしに家を建てるのかというお話がありましたが、行政が事前に進めるためには、大小を別にして、必ず基本計画や実施計画が必要である。計画なしにやるものはほとんどないと思う。

その基本方針が、新たな計画等は作らないということからスタートしたために、これだけ議論が混乱した。

本日は、冒頭に、基本的には消極的だった姿勢は転換すると言っていた。

まず、答申の中に記載されているものについて、既に行われている、あるいは既に必要とされているものはどんどん取り入れながら、さらに必要なものはそれを進めるための体制作りをするという姿勢が、私はこの間の協議の中である程度示されたということで今回の会合に臨んでいる。

基本計画や実施計画については策定しないということではなく、今示されているのは策定に向けた準備作業だというふうに理解をしたいと思います。

既存事業や答申後に実施されている事業、今後めざすべき事業など、個々の内容については、はっきり申し上げてまだまだ足りないところがあると思っているが、方向転換をして、実施計画の必要性というところまでたどり着くことができれば、この議論は十分実りのあるものになったと思う。

また、4 番目に挙げられている、推進体制の整備、進行管理、具体化検証会議というのは、行政だけが実施している事業を示すのではなくて、答申を作る過程でたくさんの意見が集められているので、関係者を含めた形で、次にどの課題を取り上げるのか、あるいは、実施計画を実際に作らないと前に進まないのではないかというようなことを、議論をしながらやっていくためには、進行管理、あるいは推進体制の整備、そういう組織体制を作る必要がある。

具体的には専門部会に基盤があるわけですから、組織化するかどうかは、現実的な議論をすればいいと思うが、1 から作るということではなくて、既に八尾市には同和問題を進めるための「協議委員の会」があったし、改編して今回の答申を作るための専門部会も設置されたので、そこに基盤があるというふ

うに思っている。

当事者団体や人権団体との連携協働は当たり前のことであって、基本計画や実施計画の策定、推進していくための体制の整備を、本日の資料にしっかり書き加えて、審議会としての報告を受けたものとして承認するというにしたらどうかというふうに思っている。

A 5. 事務局

今いただいたご意見について、八尾市としてもその答申をいただいて、決して消極的な考えはない。できるところから各課連携してやっていくという思いは、始めから持っている。

実施計画等について、最初の事務局の説明の仕方も不十分だったところもあり、うまく説明できなかったことについては大変反省している。

八尾市としても、答申の内容を重く受け止めている。さまざまなセクションの事業や計画があるので、その計画と答申の中で提案されている事業とがよく似た事業がある。そういう事業については、既に実施している事業を、答申の事業の内容を踏まえて充実させるなどしていきたいと思っている。

先ほどから申し上げているとおり、答申の内容で計画に記載されていないようなものについては、個別に十分に検討してまいりたいと考えている。

また、進捗管理については、今回資料1で、答申の項目についての進捗管理、取り組みの進捗を報告したが、今後も、答申の内容について、適宜必要なときに取り組みの進捗を報告する必要があると思っているし、報告する場所については検討したいと思っている。

〇3. 委員

この審議会の前に「同和問題協議会」という特別対策の時代の協議会に出席していた。2003年の特別法の失効をもって、会議自体は解散し、「部落問題協議委員の会」というところに移行した。

平成14年に最後の「同和行政のあり方について」という答申が出ている。八尾市では、「同和行政のあり方について」は、それが最後でそれ以降、新たに出ていないという認識である。

その後、部落問題について意見交換ということで、「部落問題協議委員の会」というのが運営されました。法失効後だったので、少し議論がかみ合わないということで「八尾市人権尊重の社会づくり審議会」に、2016年に部落差別解消推進法が制定されたという動きの中で、部落問題は過去の問題ではなく、今日的問題であるということで、市長から諮問を受け、専門部会での作業をした。

少し気になった点は、当審議会はいろんな人権課題を議論する場だと思っているので、先ほど他の委員の発言にあったように、専門部会をもっと生き生きと活性化させるというようなことがなければ、審議会で全体を議論していくのが少し難しい状況になると思っている。

それと同時に、部落問題だけではなく、女性問題、障がい者問題、外国人、ヘイトスピーチの問題などがあり、八尾市には多くの外国人市民が住んでいるので、幅広く議論をする場を確保しながら、この審議会をより一層充実したもの、権威あるものにしていったらいいのではないかと会議のあり方に関してそのように思っている。

私自身、同和地区に住む出身者として、資料1を見てみると、少し実態とずれている、こんなことが本当に部落問題の解決になるのかということところが何ヶ所もある。そういう意味で、当事者とよりコミュニケーションとってほしいと思っている。

「部落差別解消に関する施策の方向性」の3ページの中段の方に、同和地区における公営住宅の変化、

あり方が書かれている。

私自身も団地に住んでいるが、公営住宅における応能応益制度の導入によって、経済的困窮者が部落に流入する道筋が開かれたので、ここ数年新たに公営住宅の入居者がたくさん入ってきている。高齢者、障がいがある人とか、そういう人が非常に多く住むような状態になっている。

資料1で住宅のことを書いていたが、4ページの下段のPFIによる手法、提案型で、これは本当に部落問題の解決の何を指しているのか、コミュニティスペースと書いているが、それはよくある空間を提案しているぐらいの話であるので、文字数はかなりあるが、中身は全然ないと思っている。

去年の10月に私が住む11階建ての高層住宅で火事があった。私自身がその火事を発見したってところで、10階が火事になったから煙がもうもうと出ていた。

70歳以上の単身高齢者が7割を占めていて、夕方の4時頃にエレベーターは止まる、水は出ない、家に帰れないという非常に大きな問題が起こった。日曜日だったので市役所に連絡できなかった。

そういう意味で言うと、同和向け公営住宅が、厳しい経済的事情を持った人が集中するようになってきているので、ある意味部落が様変わりして、スラム的にしんどい状況が起こっている。

そういう状況で、住宅に関する事業を実施する上で、部落における課題をまちづくりの視点に入れてほしいと思っている。私の住む小学校区には、50個の同和向け市営住宅があり、八尾市内の事情のある人が入ってくる。資料1に記載されている内容では、理解しにくいと思っている。

A 6. 事務局

答申の34ページの真ん中、「(3)同和地区住民の生活の安定と社会的・経済的自立の推進」の「1.住宅・住環境の整備について」で、「公営・改良住宅は、老朽化が著しく、住民に危険を及ぼす可能性があり、早急に計画的な修繕を行う必要がある。」という記載があるため、資料1の4ページでは、ハード的なものを記載している。

また、「入居者の高齢化、とくに単身での入居者が多く、安否確認や福祉的支援を融合させた住民福祉の取り組みも喫緊の課題となっており、施策の充実が求められる。」という部分について、少子高齢化が進んでいる地区であるので、資料1の4ページの八尾市営住宅機能更新事業計画の中で、一部市営住宅に住んでいる人にアンケートをとっている。

団地周辺の生活のしやすさ、満足度について、特に、市営住宅の西郡、安中、萱振、大正で、病院や診療所に行きやすいところは、西郡が43%、安中は72%というアンケートの結果が出ている。

地域のまちづくりや地域活動への参加の状況とかという別のアンケートがあって、地域活動に参加していないということについて、西郡地区は約60%、安中地区は約30%という高いデータが出ている。

まちづくりと住宅の関係は深いので、ハード面についても、まちづくりの担当課とも答申の内容を踏まえて議論してまいりたい。

Q 4. 委員

風呂なし住宅が600戸ぐらいある。それを改善するために、計画を作って実施したからできたと思う。今まで計画がなかったからできなかったと思うので、部落差別や人権が尊重される社会づくりのために、計画は必須だと思っている。

八尾市は、アンケートを取ったりして計画を作りながらニーズ調査をしていたと思うが、住宅に住んでいる人を同和地区住民としてアンケートをとっているという理解でいいか。

A 7. 事務局

市営住宅機能更新計画でいえば、萱振、大正、西郡、安中の住宅に住んでいる人ということしか書いていないのでそれ以上のことはわからない。

Q 5. 委員

市営住宅の中にも障がい者の部屋があり、障がい者用に作っている。

同和地区住民を対象に、同和地区の生活実態を踏まえて一般施策の中でいろいろやっていくということか。

A 8. 事務局

属地主義の考えから言えばそうなるかもしれないが、市営住宅には所得の低い人が集まってきて、負の連鎖のようになっているというのが現実だと思う。

西郡の市営住宅についても同じような状況で、浴室のない部屋が600戸あって、それを改修していこうということで、この計画ができて実践していると思う。

答申の中にもそのことが書いてあるので、それを当てはめると、4ページの一番下の行のところに当てはまるということでご理解いただきたい。

O 4. 委員

必ずしも全てが噛み合っているわけではない。捉え方の誤差が認識の差になっていると思うが、突っ込んでいくと迷路に入ってしまうので、そういう点があるという指摘を明確にしたということで留めさせていただきたい。

Q 6. 委員

今までの議論を聞いていると、答申を基本計画のようなものとして考えてこれから進めていくというように理解する。

答申を基本計画に準ずるものと位置づけるのであれば、項目を丁寧に見て行ってほしい。

もう一点だけ申し上げると27ページ、2つめの「(仮称)人権センターを設け、差別をなくす教育に取り組む拠点としても位置付けることについて」と書いていて、繰り返しになるが、在日外国人教育や障がい者教育、女性の権利でも重要になる施設ということ書かれている。

これは資料1には触れられていないと思うが、答申を基本計画に準ずるものとして位置づけてもらえるのであれば、悪く言えばつまみ食いの取り上げるのではなくて、実施している部分、実施できていない部分がわかるように、この項目に即して資料を作ってもらえるとわかりやすいと思うが、人権センターについてどう考えているか。

A 9. 事務局

答申の27ページにある(仮称)人権センターについて、今現在の状況として、政策企画部政策推進課にて令和5年6月に「八尾市立人権コミュニティセンターおよび周辺施設整備基本構想」を作成しており、人権コミュニティセンター、老人福祉センター、青少年会館の3施設について、施設の更新・施設のあり方を示している。

具体的な内容については、令和6年4月に、人権ふれあい部に「人権コミュニティセンターおよび周辺施設整備プロジェクト」が設置されるので、今後そこで進めていくことになる。

なお、「八尾市立人権コミセンセンターおよび周辺施設整備基本構想」については、令和5年6月に策定されている。市のホームページで掲載しているので、参考に見ていただきたい。

答申のこの部分については、資料に入れていないが、令和6年4月からプロジェクトの中で、これから進めていくということをご理解いただきたい。

Q7. 委員

進んでいるのであれば、資料1の8ページめにここまでは進んでいると書いてもいいと思うが、どうして書いてないのか。

A10. 事務局

西郡のまちづくりについて、構想を練っていて、その一つに、(仮称)人権センターとあるが、先ほど申し上げた、隣保館と青少年会館と桂老人福祉センターの機能を一体化した施設を作っていこうという構想がある。

その構想については、政策部門が令和5年度までやってきた。令和6年度から人権ふれあい部にプロジェクトチームを作って、中身について進めていくことになっているので、今の時点で、そのプロジェクトチームの人数や執務室の場所、業務内容がまだ決まってないので資料1に書いていない。

また、プロジェクトチームができれば地域のさまざまな意見を聞く場や会議体で、3館の機能が一体化した施設の分については議論されるので、この審議会で報告することはあると思うが、3館合築を議論する場ではないと思っている。プロジェクトチームで進めていくと認識している。

委員

〇〇委員、手短にお願いします。

Q8. 委員

(仮称)人権センターは、答申の中では極めて重要なものの一つである。答申の項目としてもあるので、答申に即して議論しているのであれば、なぜ資料に書かないのか理解できない。行政の都合でと言うが、行政が縦割りになっているのでここでは書けないというふうに聞こえるが、それでいいか。

もしそうだとすれば、その体質を変えることが重要であると思える。先ほどの話で言うと、行政の縦割りをどうするかということは別にしても、ここまではしているというのは書けるのではないかと思うがどうか。

A11. 事務局

行政の縦割りはあってはならないというのはもちろん思っているが、答申をもらう前から、公共施設マネジメントで、古い老朽化した施設を改修していく、要は、桂の隣保館であれば、もう60年経っているので、八尾市の中でも最優先に改修が必要だという施設であった。それに老人福祉センターと、青少年会館も相当古い施設であった。

答申ができる前から、その施設についてどうしていくべきかという話は出ている。議論している中で

3館の機能を一体化して1つの場所に集めるという構想が出来上がって、その後、プロジェクトチームという話が出たので、この審議会で報告する必要はあると思うが、議論するのは違うと思っている。

委員

手短かにお願いします。〇〇委員、少しお待ちください。〇〇委員、お願いします。

Q9. 委員

資料1の4ページの研修の取り組みについて、「教員だけでなく、給食配膳員や公務員など学校で子どもに関わっている全ての大人の人権感覚の養成を目的として、動画による15分程度の研修を実施」とある。去年頃から始めたと思うが、私も見たことがあり、動画へのアクセスに非常に苦労した。ホームページにたどり着かないといけませんが、何回やっても違うのが出てきた。市役所に電話して5回ぐらいレクチャーしてもらったが、できなかったのが最終的に学校の職員室で見せてもらった。今後も続けていくべきと思っているが、アクセスしやすい、アナログ人間でもたどり着ける方法を考えてほしい。

また、資料1の5ページの④について、『あらゆる機関の「ほっとかれへん」、この「ほっとかれへん」は機関紙の名前だと思っていた。「ほっとかれへん」を集約したということであるので、あらゆる問題点を集約したと思うが、内容がどういうものかを知りたい。

また、「成年後見制度をはじめとする権利擁護支援」とあるが、個人的な経験で申し訳ないが、成年後見制度というのを全く信用していない。

過去に成年後見制度を利用したことがあるが、私の後見人は10年ぐらいしていたが、お金だけ払って、そこから10年間電話1本かかってこなかった。市で、月1回、法律相談があるのを知っていて、2回利用したが、「あなたのおっしゃることはまともですね」って、「あなたが来られたことは書いておきます」と言って、書かれたことがある。

それから、国から成年後見人と被成年後見人のアンケートが来て、「今まで何回面談したか」というアンケートがあった。5回以内という項目あったが、私は新たに項目を付け加えて0回というのを付け加えたが、結局やめることにした。お金は返ってこなかったが、やめる場合もお金がいる。

成年後見制度を始める時ほどではないが、お金がいる。やめるには元々の後見人を解除しなければならない。その解除は、はがきでする必要があるが、書留が来ているが全然返事がないので解除することもできなかった。

だから、成年後見制度そのものを私は信用していない。成年後見人をちゃんとした人がしているかというのは疑問に感じている。

質問というのは、「ほっとかれへん」の内容についてと、成年後見制度をあまり信用してないということである。

A12. 事務局

地域共生推進課で第4次八尾市地域福祉計画を策定している。令和10年度まで続く地域福祉計画の中に八尾市成年後見制度利用促進計画があり、「ほっとかれへんネットワーク（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）」が記載されている。

「ほっとかれへんネットワーク協議会」において、家族や相談支援員、障がい福祉サービス事業者、

ケースワーカー、民生委員が連携し、判断能力が十分でない人でも、成年後見人制度を活用して住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、本人の権利と財産を守るためにネットワークを作っている。

○5. 委員

基本計画の名称はさておき、今やっているもの、それから足りないもの、これからやるもの、既にやっていると思われるもの、せっかく作業に時間をかけて資料を作成したので前に進めないといけない。その先に、しっかりとした基本方針、基本計画について、もう一度議論をされると理解している。

もし、行政で全てできないのであれば、名称が推進基本方針となっているので、他の市町村のように出された答申をそのまま採用したら一番いいと思うが、なぜかそこにずっと抵抗があった。

せっかくここまで点検作業をしたのであれば、この議論の上に、基本計画を早急に作って、それを推進する、あるいは、その内容を議論するために専門部会を位置づける必要がある。

差別解消法は同和問題だけではなく、障がい者の問題、外国人の問題についても既に法律ができている。大阪府では、既に障がい者問題についてのガイドライン、何が合理的配慮にあたるか、合理的配慮の欠如とは何かということについて、数年前から議論している。

人権の審議会ができて既に 20 年ほど経過しているが、全体としての人権問題を議論する役割から、法律的な裏付けができたものについては専門部会をその中に位置づけて、より深い議論を進めていく。他の人権課題についても、必要な組織を作ることによって、人権の審議会の内実が高まっていくと思っている。

無駄な議論を繰り返すよりも、推進体制を作る、そのための組織を設けるといふことと、基本計画を作らないという結論を変えている、必要な計画を進めていくということをはっきり今日、答えたら他の委員の皆さんにも理解してもらえと思う。

A13. 事務局

答申に対する対応について、前に進めていくということは、同じ気持ちである。今回の対応については、修正する必要があるれば、その部分についてはブラッシュアップしながら、答申の内容を積極的に具現化して進めてまいりたい。

具現化する方法については、基本方針や基本計画になるかどうかは、申し上げることはできないが、答申の内容を庁内の各課が連携して関連する部分を積極的に前に進めていくことは約束させていただきたい。

推進体制についても、人権の審議会ですべての人権のカテゴリーを議論するのは、大変難しいと承知しているので、どういった組織体制がいいのかについて、十分検討をしてまいりたい。

委員

○○委員、手短にお願いします。

○6. 委員

答申の内容について、いくつか前に進めていくということや積極的に具現化していくということで、いろいろ協力していきたいと思っているが、そのための具体的な提案として、⑤であまりにも一般的な説明をしていて、例えば、「人権感覚」、「人権啓発」などの記載があるが、一切「部落問題学習」という

言葉がない。

さまざまな人権課題を取り上げるというのは別の大きな話で当然であるが、部落問題について、今何をしようとしているのか、あるいは、これから何を企画していくかを報告してほしい。

部落問題の新しい教材の話も答申に出ている。部落の実態に関して市民がどのように理解しているかについて、5年に1度の計画策定も工夫をするのか、部落問題でどれぐらい質問があるのか、積極的にやっていく道筋が見えるように答申に基づいて記載していただきたい。

案件（3）差別事象等について（報告）

・事務局から資料2について説明

【主な意見・質問・回答等】

○1. 委員

差別や人権という問題は、長い歴史がある。

私たちは子どもの頃から差別が現実にあって、身近に感じていると思う。教育や報道等により、人権についての問題を意識しているため、理性が働いている間は人権についての問題は発生しない。

ただし、パニックになったときに、人権についての問題は起こると思う。

私が審議会委員に応募したのは、ある事例が動機となっている。

知的障がい者が住んでいて、その隣に別の人が住んでいる。隣の人は赤の他人であるが、非常に理解ある人である。日ごろ挨拶もするし、いろいろ世話をしている人であるが、外出するために家の玄関の鍵を閉めて出て行こうとした時に、忘れものがあったので鍵を開けてそのまま家の中に入って荷物を取ってきた。その後、鍵を閉めようとするとう鍵がないことが分かった。

そのときに、たまたま隣の知的障がい者が歩いていたので、鍵を盗ったのではないかと思って、その場で問い詰めて、カバンやポケットの中を全部確認したというような事案があった。

結論から言うと、鍵は家の中にあった。テーブルの上に置いてあったので、間違いだということが分かったが、人はパニックになったとき、こういう問題は出てくると思う。

だから、今回の外国人に対する差別的な発言などについても、してはいけないと意識がある間はそういうことをしない。

しかし、パニックになった時に言ってしまうということは、まだまだ、教育や指導、啓発が足りないということだと思う。潜在的な差別意識をなくすために、啓発活動や人権についての教育というものは、今まで以上に進めていくべきだと思っている。

○2. 委員

私は教育関係で仕事をしているが、学校に関する事象がいくつかあり、きちんと報告が上がってきていることに驚いた。また、いじめがここ数年はすごく認知件数が増えているが、増えていることは多くていけないのではなくて、ちゃんと調査した結果だと言われている。

だから、昔だったら小学生の言うことというふうになっていたことがきちんと現場から伝わるようになってきたということだと思う。

あともう1点、参考資料を受け取って、直にその人の書いたものを読むと、資料の方では要約されていた。実際のものを見ると受け取る側の心証が違って、資料で見ると、差別発言だという先入観があっ

て読んでるので、実際のコメントを見ると、もしかすると本人は差別的な発言をする意図がなくて書いたのかもしれないと思う。「部落」という言葉を使っているのでここに挙げられたと思うが、そういうふう感じた。

○3. 委員

学校で差別事象が生起していることについて、学校に勤務するものとして本当にご心配、ご迷惑をおかけしていると感じている。

今、意見があったように、潜在的な部分が出てきてしまう時に、攻撃性を持っているところに職員は言葉だけではない部分をしっかりと捉えながら指導している。

名前をもじるということも外国にルーツがあるというところで、大きな問題を感じている。日々、子どもたちとの関わりの中でどういう思いを持っているのか、アンテナを張りながら、指導の充実ということをしていきたいと思う。

こういうことは校長会でも共有をしていて、それぞれ学校運営でしっかり取り組んでいこうということを経長間で確認しながら進めている。これからはしっかり頑張っていきたい。

○4. 委員

差別事象3の発見者は私である。

「ひゅーまんフェスタ」という催しが10月の末にあって、私も参加したときに市長を見かけて、市長は「ひゅーまんフェスタ」のことを、個人アカウントで市長の行動日記を載せているFacebookがあるのを知っていたので、私も市長とFacebook上では友達になっているので見ることができ、「ひゅーまんフェスタ」の投稿は見たが、他の投稿でこれを見た。

翌日に、私が市民として通報した。普通の人はどうやって通報するのかなと思ったが、最初に見たときに、市のPTAの役員さんの集合写真で、教育長や市長も写っているので、Facebookに載せるという了解を得て、市長も掲載していると思う。

だから、写真に映っている人でFacebookをしている人は、この投稿を見た可能性がある。市のPTAの本部役員はこれを見てどんなふうを感じるのかというのをまず思った。落書きと同じでこの投稿を消すことが必要だということで、市長は差別をなくす立場で行政のトップとしてやっているのだから、可能ならば、ネット上では友達関係があるから、友人としてこういう発言はよくないと言ってあげたらいいと思った。

それが難しくても、私自身は、人権行政に対する姿勢はオープンにすべきと思ったのでそう伝えたが、市長は、個人のコメントに対してコメントを返していないという状態が続いた。

この件に関連することで以前にこういうことがあった。

定年する部長、次長の集まりの中で、定年退職する部長が一言ずつ挨拶した。その人は地方の出身で、若いときに、なまりがあるからか「お前は何言っているかわからない」、「もうほんま〇〇人みたいなやつだ」と言われたけど、それを耐え忍んで、自分は部長になったという最後の挨拶をしたそうである。

それを見かねて人権協会に、「幹部職員の集まりの中でこういう発言があった」という投書があって、事情聴取をした。

そういう意味で言うと地位のある人に対しての指摘について、八尾市は苦慮していると思う。この話は、ネットという新たな情報媒体の問題と、地位のある人に対しての指摘という部分が明るみに出たと

思っている。

Q 1. 委員

この件は、資料にあるように、事実関係について教育委員会に確認し、確認した内容については公表したということか。ファクトの有無についても確認するということか。

A 1. 事務局

差別事象の一覧に加えてこういう対応で、実際には事実ではなかった点も含めて、この資料自体を審議会後に市HPにアップする予定である。

Q 2. 委員

7番めの事象に関連して、当面の対応の中に、「差別事象マニュアルを周知して」とあるが、差別事象マニュアルは、この審議会より以前に配っているのか。

配っていないようであれば、配ってほしい。

A 2. 事務局

過去に当審議会で配布しているかについては、確認しないとわからない。

大阪府のインターネット上の差別に関する条例が4月に改正される予定である。条例改正も踏まえた上で、職員向けの差別事象マニュアルの改定を考えているので、改定後、委員のみなさまに配布したい。

O 5. 委員

今日の内容は、学校とか街角での発言がほとんどで、私は八尾市外から通勤している企業側の立場として出席している。企業の人権に関しては、差別事象のない公正採用や、適正に会社の運営をしていくために、社内でその業務に携わる人を対象とした研修をやっている

私は八尾市内の住んでおらず、こういう内容が直接入ってこないのが受け取り難い内容であるが、真摯に受けとめて、社内で定例開示して、そういう内容が近隣でも起こらないように私も努力していく所存ではあるが、なかなか難しいのが現実である。

O 6. 委員

7番まで同和問題と外国人の問題が出てくるが、発達障がいや自閉症の人は、自分で言うことができない。障がいがある人の場合は、どう人権を守ってもらえるか、行政がどう感じているのか、本当はもっと差別事象があると思う。

外から帰ってきた子どもがドロドロになっていたり、パニックになっていたりしたとき、言葉で表現できないことがあるので、そこら辺のことも理解して欲しい、行政がわかってほしいと思う。

また、< 8 > (5) 就労支援コーディネーターについて、コーディネーターをつければよいということではなくて、就労でうまくいかないのは発達障害の方、それも知的障がいでない方がほとんどである。

私はずっと市長にも言っているが、専門的なコーディネーターを養成してやっていかない限り、就労はうまくいかない。コーディネーターと書いたら問題ないということではなく、よくわかってほしい。

○7. 委員

差別用語について、私はそんなつもりで言ったのではない、自分たちがこどもの頃から大きくなってきて、昔の言葉遣いが時代とともに差別用語になることがある。これは使ってはいけない、その言葉も使ってはいけないと、だんだん変わっているの、私達も変えていく必要があるが、時代に追いつかないところがある。親が子どもと話している言葉、昔は普通に話していた言葉が差別用語になる可能性がある。

だから、これからは親御さんも注意をして子どもに言葉遣いを教えていかねばならない。だんだん難しくなってきたと感じている。

Q3. 委員

差別事象の6番について、「育ち悪いな、部落か」という言葉が中学生から出るということは、まだまだ大人に対して差別に関する指導をしていかないと、なかなかなくなれないと思っている。

差別はあってはならないし、先ほど他の委員の話にもあったように、大人が気付かずに話していることもあるので、前に一度審議会でお願ひしたが、差別用語や今言ってはいけない用語というような一覧表があればありがたい。今、こうした言葉を聞いて、言い伝えられていくということにぞっとした。

また、高齢者の立場から言うと、八尾市の高齢者施設において、いじめや虐待などがあるかを聞かせていただきたい。

A4. 事務局

八尾市の高齢者施設での虐待について、八尾市に通報があつて、担当者が調査して虐待として認定、指導するケースもあれば、虐待まではいかないが、一度疑われることがあるから注意するというのがある。今、件数等については具体的には持っていないが、事実としてあるので八尾市としてもしっかり指導している。

○8. 委員

いつも思うが、よく似た内容での議論がずっと続いていると思っている。その中でも、今回少しずつであるが良くなっていると感じている。これだけ同和問題に対して取り組んでいる市はないと思う。

八尾の高校や企業から同和問題、教職員は同和問題への意識が高いので、出前授業してほしいとか、あとはパワハラやセクハラ、東大阪市ではLGBTQについて詳しく教えて欲しいという教職員から依頼があつて、河内地域はそういう意識が高いと思っている。

今まで審議会と同和問題をやってきて、答申が2021年に出されてから3年経っているが、まだまだ議論しないといけないと思っている。せっかくやってきたのに、この辺でやめておこうというふうになってしまうともったいない感じがするので、毎回いろんな議論があつて、私自身も毎回勉強になっているし、知らないことも多いし、そういう意識を持つということが大事だといつも思っている。

また、同和問題と関係ないが、八尾市のコミュニティセンターで障がい者の方が使われるトイレに関して、もう少し意識を持ってほしい。

例えば、エレベーターが設置されていても、トイレが全部和式であれば、障がい者の方が使えない場合が多いし、洋式があつても、和式を洋式に変えたものであれば、体の大きい人や車椅子の人が入れず、使い勝手が悪いので、何のためのコミュニティセンターかと思っている。そういう施設の問題も考えて

いただきたい。

○9. 委員

以前の発言の中で当審議会における発見が非常に教育的効果を持っているという意見があった。

実は私の本日の発言の中で、進行に少しプレッシャーを感じていたこともあって、「手短に」という表現を使ったようである。これに対して、他の委員から「手短に」という表現は身体を使った言葉であり避けた方が良いと思う。「短くで十分だ」とご指摘をいただいた。まさにその通りで早速この審議会で学ばせていただいた。

これを機会に私の発言内容も今後、自分自身で精査することに繋げてまいりたい。これも一つの教育的な効果であると自覚している次第である。

○10. 委員

本日の中心的な議題は「答申の具体化」ということであるが、最終的な判断は、市長や議会の政治的な決定事項が多いとは思いますが、本日の答申の話は同和問題だけではなく、他の人権課題の取り組みへの範例となるという認識を持って、整合性をもって持続的に取り組む必要がある。

当審議会において、引き続き事務局で進捗状況等について、できる限り説明責任を果たすよう臨んでいただきたい。

閉会

以上